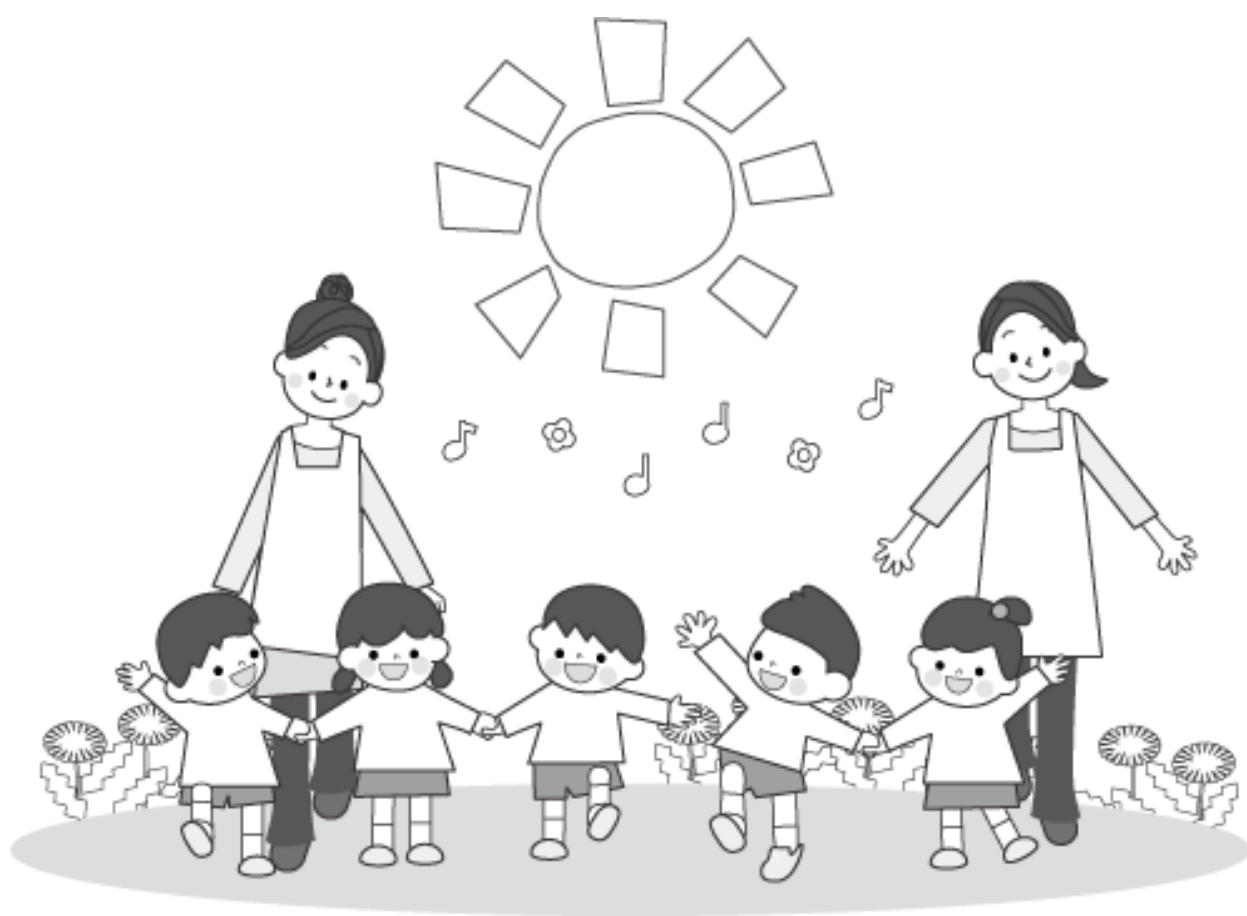


紋別市 病後児保育のしおり



紋別市立紋別保育所

病後児保育のご案内

【病後児保育とは】

保育所や認定こども園等に通園している児童が、病気や怪我の回復期のため、集団保育が困難なときに一時的に紋別保育所の病後児保育室でお預かりする制度です。

【対象児童】

紋別市内に住所を有する生後10か月から小学校就学前までの、次のいずれにも該当する児童

- (1) 保育所、幼稚園、認定こども園又は認可外保育施設に在園する児童
- (2) 病気の回復期にあつて、医療機関による入院治療を必要としないが、集団保育を受けることが困難であり、病後児保育の利用が適当であると紋別市が指定する医療機関の医師が認めた児童
- (3) 保護者が就労、傷病、出産、冠婚葬祭等その他やむを得ない事由により、家庭において育児することが困難である児童

【対象となる病気と回復期】

- (1) 感冒等日常罹患する疾患（急性期を経過した以降を回復期とします。）
- (2) 気管支炎、喘息等の呼吸器系疾患（発作が治まった以降を回復期とします。）
- (3) 麻疹、水痘、風疹等の伝染性疾患（医療機関の判断により、感染力が無くなった場合のみ、対象になります。）
- (4) 骨折、火傷等の外傷性疾患（症状が安定した以降を回復期とします。）
- (5) その他、医師が病後児保育を利用することが可能と判断した疾患

【実施施設】

紋別市立紋別保育所

病後児保育室「こあら」

住所 紋別市落石町1丁目3番73号

TEL・FAX23-2826

※指定管理者：株式会社共立メンテナンス

【利用定員】

1日3名

【利用期間】

1回につき連続する7日以内（日曜、祝祭日を除く。）

【利用時間】

月曜日から土曜日

午前7時30分から午後6時30分まで

※日曜日・祝祭日・年末年始（12月30日から1月5日まで）を除く。

【利用料金】

世帯の区分	利用者負担額（日額）	
	5.5時間未満	5.5時間以上
(1)生活保護世帯等	無料	無料
(2)市町村民税非課税世帯	無料	無料
(3)前年分所得税非課税世帯((1)又は(2)に該当する場合を除く。)	500円	1,000円
(4)前年分所得税課税世帯	1,000円	2,000円

備考

- 1 生活保護世帯等とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による被支援世帯をいう。
- 2 市町村民税非課税世帯とは、世帯員の全ての者が当該年度（病後児保育の利用を申請した日の属する月が4月から8月までの間にある場合にあっては、前年度）において市町村民税が課税されていない世帯（地方税法（昭和25年法律第226号）第323条の規定により市町村民税が免除されている場合を含む。）をいう。

病後児保育利用までの流れ

あらかじめ利用登録が必要です。

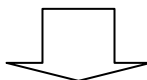
「紋別市病後児保育利用登録届」に必要書類を添付して、紋別保育所へ提出してください。
※登録に必要な書類は、紋別保育所又は市役所児童家庭課にあります。また、市ホームページ（「くらしの出来事」→「福祉・健康・育児」→「病後児保育」）から入手できます。

《添付書類》

- ・利用料金の負担区分に該当する課税状況が確認できる書類（源泉徴収票、確定申告書（写）、課税証明書など）

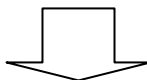


お子さんが病気等にかかり、回復期になったら



利用の予約をして下さい。

受け入れについて電話で「紋別保育所」に確認し、利用の予約をしてください。
※定員を超える場合、利用できないことがあります。

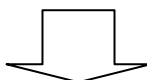


指定医療機関で「紋別市病後児保育診療情報提供書」の発行を受けて下さい。

※発行にあたり、文書作成料（診療情報提供料1）が必要となりますが、利用者1人につき月1回限り、健康保険証と乳幼児医療証の提示により、保険適用が可能となり、費用はかかりませんが、同じ月に2枚目の発行が必要な場合の費用は、自己負担となりますので、医療機関にご確認ください。

《指定医療機関》

- ・広域紋別病院小児科（〒094-0007 紋別市落石町1丁目3番37号）
※ただし、外傷性疾患については、かかりつけの医療機関に「紋別市病後児保育診療情報提供書」の発行を受けてください。



「紋別市病後児保育利用申請書」を提出して下さい。

必ず利用希望日の前日午後4時までに、「紋別市病後児保育利用申請書」に「紋別市病後児保育診療情報提供書」を添えて、紋別保育所へ提出してください。

※当日利用をキャンセルする場合は、午前7時30分から7時45分までに必ずご連絡ください。

※利用料金は、利用終了後に、市役所児童家庭課から納入通知書を送付しますので、最寄の金融機関又は市役所本庁、上渚滑支所、渚滑出張所でお支払い下さい。

【お願い】

- ・病後児保育では、色々な症状の児童が利用されます。二次感染の防止には細心の注意を払っていますが、完全に感染が防げるものではありませんのでご了承ください。
- ・実施施設へは、保護者の方が送り迎えしてください。
- ・お迎えは午後6時30分までをお願いします。(時間厳守)
- ・病後児保育利用中に37.5度以上の熱が出たり、その他症状が悪化した場合は、お迎えに来ていただくこととなりますのであらかじめご承知ください。

【利用当日の持ち物・チェックリスト】

◎必ず必要なもの

- 布団・枕（午睡用）……………1組
- 着替え（下着を含む）……………1日分（必要枚数）
- パジャマ……………1組
- レジ袋（洗濯物入れ）……………2枚
- 歯ブラシ・コップ……………1組

◎年齢に応じて

- 食事用エプロン……………1枚
- おしぼり用タオル……………1枚
- 紙オムツ……………適宜
- お尻ふき……………適宜

◎必要に応じて

- 小児用使い捨てマスク……………数枚
- かかりつけ医からの薬（お薬手帳、薬剤情報提供書含む）
- お弁当・おやつ・飲み物……………病状、アレルギー等により必要な場合
- お気に入りの「おもちゃ」や「絵本」

※すべての持ち物に、必ず名前を書いてください。

【問い合わせ先】

○紋別市立紋別保育所 TEL23-2826

※指定管理者：株式会社共立メンテナンス

○紋別市役所児童家庭課児童家庭係 TEL24-2111（代）